

第2次浜見平地区まちづくり整備実施計画



平成 30 年 3 月

茅ヶ崎市

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31 年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

目 次

序 章 整備実施計画の見直しにあたって

- 1 計画策定の経緯 1
- 2 第2次浜見平地区まちづくり整備実施計画策定の目的 3
- 3 第2次整備実施計画策定の背景と策定の基本的考え方 4
- 4 対象地区の位置 11

第1章 地区の現状及び課題

- 1 人口 13
- 2 土地利用 16
- 3 交通 18
- 4 都市防災 22
- 5 みどり・景観 29
- 6 公共公益施設 35
- 7 商業施設 43
- 8 現況及び課題のまとめ 45

第2章 地区整備方針

- 1 まちづくりの基本理念・基本目標 47
- 2 まちづくりの基本コンセプト 48
- 3 整備実施計画の基本方針 49

第3章 整備実施計画

- 1 松尾川雨水幹線緑道化整備計画 51
- 2 道路整備計画 67
- 3 生活拠点ゾーンの整備 78
- 4 公園整備計画 84
- 5 防災整備計画 92
- 6 住宅・住環境整備計画 97
- 7 地域医療福祉計画 105
- 8 整備スケジュール 109

第4章 まちづくり推進体制

- 1 第1次整備実施計画における考え方 111
- 2 まちづくり推進体制の構成 112
- 3 まちづくり活動の現状 114
- 4 今後のまちづくり活動の方針 116
- 5 持続可能なまちづくりに向けて 120

資料編

- ・しろやまコミュニティ会議における意見交換の実施 123
- ・パブリックコメント実施結果 124